

事務連絡  
令和2年6月19日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等に関する閲覧者の  
拡大について（依頼）

感染症指定医療機関等における入院病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況等については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号。）により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から、貴管内の医療機関に対して依頼をお願いしているところです。

この度、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」における調査に関して、迅速に必要な情報を把握することにより、効果的な新型コロナウイルス感染症対策として医療提供体制の整備を円滑に行っていただくため、保健所設置市、特別区についてもIDを発行し、管内の各情報を閲覧可能とすることといたしました。

保健所設置市及び特別区におかれましては、貴管内の医療機関の医療提供状況等についてご確認いただくことにより、貴管内の医療機関に対し一層のご支援を賜りますようお願いいたします。また、各衛生主管部局におかれましては、医療機関への周知をお願いいたします。

なお、今般の閲覧可能者の拡大に関連し、下記の事項についてご留意いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 調査結果の提供について

保健所設置市及び特別区は、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から別途お知らせするIDとパスワードを用い

て、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」における調査から得られる、管内の医療機関の医療提供状況等の情報を閲覧することとなります。

なお、各保健所設置市及び特別区におかれましては、当該市又は区に所属しない関係者に対し ID を発行することは可能ですが、この場合の当該関係者が閲覧可能な範囲については、当該市又は区と同一の情報すべてとなりますのでご注意ください。

## 2. 都道府県、保健所設置市及び特別区間における情報の共有について

原則、各都道府県、保健所及び特別区は、貴管内に所在する医療機関の情報のみ閲覧できることとなっています。

ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた場合等に備えて、各都道府県、保健所及び特別区において必要と判断された場合には、隣接する保健所設置市等との間で協議が調った場合、互いの情報を共有することとします。

そのため、このような情報共有が必要な場合を想定して、あらかじめ別添 1 のような合意書を下記宛てご提出ください。

その際、情報共有を行うのは必ずしも 2 市等に限らないこと、また情報共有を行うのは必ずしも隣接する保健所設置市等に限らないことを申し添えます。

報告先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

TEL:03-3595-2305（内線 8117,8073）

E-Mail: corona-iryoku@mhlw.go.jp

別添 1

令和 2 年〇月〇日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 御中

「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和 2 年 3 月 26 日付け健感発 0326 第 3 号、医政地発 0326 第 1 号、閣副第 325 号）に基づく調査結果について、協議の上、互いに共有することについて同意します。

〇〇市 〇〇部長 (氏名)

〇〇市 〇〇部長 (氏名)